

高効率給湯器
導入促進による家庭部門の
給湯省エネ事業

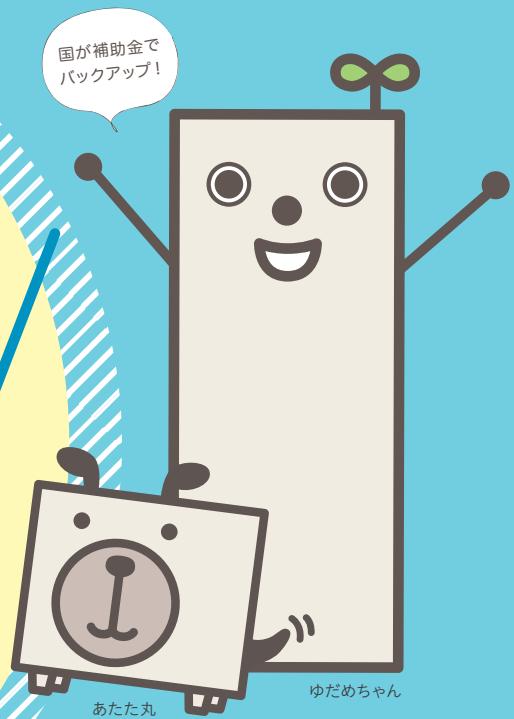
補助金制度が あります！

[給湯省エネ事業費補助金の対象給湯設備]

エコキュート
(ヒートポンプ給湯機)

家庭用燃料電池

ハイブリッド給湯機



省エネ基準をクリアしたエコキュートには
1台あたり **5万円** の補助金が活用できます！

※予算が無くなり次第終了となりますので、詳細は給湯省エネ事業ホームページをご確認ください。※2023年8月現在版

- ヒートポンプ給湯機の支援対象機種は、省エネ法上のトップランナー制度の対象機種である「エコキュート」とする。
- 支援対象機種は、上記のエコキュートのうち、2025年度の目標基準値以上のものとする。



申請手続 対象期間

2022年11月8日～
遅くとも2023年12月31日

※予算が無くなり次第終了となりますので、
詳細は給湯省エネ事業ホームページをご確認ください。



申請手続

消費者等と契約の締結等を行った事業者等が
代行する。

ご注意

本事業の申請手続きには事業者の登録
が必要となります。事前に事業者登録を
完了ください。

申請等手続代行者

ハウスメーカー・工務店・家電量販店・エネルギー供給事業者等

- ①代行事業者登録
②申請～実績報告の手続支援
・申請書類
・実績報告書類等

国

補助

執行団体
(民間団体等)

補助

間接補助事業者
(消費者等)



●パナソニックの対象機種は
裏面に記載しておりますので
ご確認ください。

詳しくは経済産業省 給湯省エネ事業のサイトでご確認ください。 <https://kyutou-shoene.meti.go.jp/>

給湯省エネ事業事務局

住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594 ※通話料がかかります。 受付時間 9:00～17:00

IP電話等からのお問い合わせ 045-330-1340

(土・日・祝含む)

パナソニック エコキュートの対象機種

開発年度	設置地域	形状	設置場所	シリーズ	給湯タイプ	システム品番	区分	APF値		省エネ基準	開発年度	設置地域	形状	設置場所	シリーズ	給湯タイプ	システム品番	区分	APF値		
								一般地APF JIS C 9220:2018	寒冷地APF JIS C 9220:2018										一般地APF JIS C 9220:2018	寒冷地APF JIS C 9220:2018	
2020年	一般地	角型	屋外	JP シリーズ	パワフル高圧 フルオート	HE-JPU46KQS	E	3.5	3.9	111%	2023年	一般地	角型	屋外	JP シリーズ	ウルトラ高圧 フルオート	HE-JPU46LQS	E	3.5	3.9	111%
					HE-JPU37KQS	E	3.5	4.0		114%						HE-JPU37LQS	E	3.5	4.0	114%	
					HE-JU46KQS	E	3.5	3.5		100%						HE-JU46LQS	E	3.5	3.6	102%	
				J シリーズ	フルオート	HE-J46KQS	E	3.5	3.5		100%				屋内	HE-J37LQS	E	3.5	3.6	102%	
					HE-J37KQS	E	3.5	3.5		100%	HE-J46LQS					E	3.5	3.6	102%		
				耐塩害仕様 フルオート	HE-J46KQES	E	3.5	3.5		100%	HE-J37LQS					E	3.5	3.6	102%		
					HE-J37KQES	E	3.5	3.5		100%	HE-J46LSS					E	3.5	3.5	100%		
					HE-NU46KQS	E	3.5	3.6		102%	HE-J46LSMS					E	3.5	3.5	100%		
				N シリーズ	HE-NU37KQS	E	3.5	3.6		102%	HE-J37LSS					E	3.5	3.5	100%		
					HE-N46KQS	E	3.5	3.6		102%	HE-J37LSMS					E	3.5	3.5	100%		
					HE-N37KQMS	E	3.5	3.6		102%	HE-J46LZS					E	3.5	3.5	100%		
				屋内	HE-N46KQES	E	3.5	3.6		102%	HE-J46LZMS					E	3.5	3.5	100%		
					HE-N37KQES	E	3.5	3.6		102%	HE-J37LZS					E	3.5	3.5	100%		
					HE-N37KQFS	E	3.5	3.6		102%	HE-J37LZMS					E	3.5	3.5	100%		
				屋外	HE-FPU37KQS	F	2.9		3.3	113%	HE-J46LQES					E	3.5	3.5	100%		
					HE-FPU46KQS	F	2.9		3.3	113%	HE-J37LZES					E	3.5	3.5	100%		
					HE-FPU37KQMS	F	2.9		3.3	113%	HE-NU46LQS					E	3.5	3.6	102%		
				屋内	HE-FPU46KQMS	F	2.9		3.3	113%	HE-NU37LQS					E	3.5	3.6	102%		
					HE-FU37KQS	F	2.9		3.0	103%	HE-N46LQS					E	3.5	3.6	102%		
					HE-FU46KQS	F	2.9		3.0	103%	HE-N37LQS					E	3.5	3.6	102%		
				屋外	HE-FU37KQMS	F	2.9		3.0	103%	HE-N37LQMS					E	3.5	3.6	102%		
					HE-FU46KQMS	F	2.9		3.0	103%	HE-N46LQES					E	3.5	3.6	102%		
					HE-F46KQMS	F	2.9		3.0	103%	HE-N37LQES					E	3.5	3.6	102%		
				屋外	HE-F37KQES	F	2.9		3.0	103%	HE-N37LQFS					E	3.5	3.6	102%		
					HE-F46KQFS	F	2.9		3.0	103%	HE-C30LQFS					C	3.1	3.3	106%		
					HE-F46KQES	F	2.9		3.0	103%	HE-C30LQMS					C	3.1	3.3	106%		
				屋外	HE-F37KQFS	F	2.9		3.0	103%	HE-C30LQES					C	3.1	3.3	106%		
					HE-F46KQFS	F	2.9		3.0	103%	HE-C30LQFS					C	3.1	3.3	106%		
					HE-WU37KQS	I	3.0	3.0		100%	HE-SU46LQS					E	3.5	3.5	100%		
				W シリーズ	HE-WU46KQS	I	3.0	3.0		100%	HE-SU37LQS					E	3.5	3.5	100%		
					HE-W37KQS	I	3.0	3.0		100%	HE-S46LQS					E	3.5	3.5	100%		
				薄型	HE-W46KQS	I	3.0	3.0		100%	HE-S37LQS					E	3.5	3.5	100%		
2016年	大容量	Bシリーズ	屋外		HE-B56HQ	G	3.2	3.3		103%											

※変更となる場合もございますので、最新の情報は都度、ご確認ください。

【参考情報】

<申請について>

●申請可能となるタイミングについて

補助対象である給湯器を含む契約(工事請負契約、不動産売買契約、リース契約)対象すべての引き渡し、又は補助対象である給湯器を申請者が使用開始した時点のいずれか早い方以降、申請を行うことができます。(新築の場合は、住宅の引き渡し後です)

●申請者(補助対象者)と手続き代行者について

本事業の申請者(補助対象者)は、補助対象である給湯器の所有者で、住宅の種別に応じて、下表の通りとします。

※なお、いずれの場合も、リースによる給湯器の設置も対象とし、その際は申請者とリース会社による共同申請とすることを検討しています。

※リース契約については、法定耐用年数(6年間)以上のリース期間を設定するものに限る。
(割賦販売、法定耐用年数以内の解除条項を設定するものは不可。)

持家	新築住宅※		既存住宅※	
	注文	分譲		戸別リフォーム 大規模修繕
		戸建	戸建 共同住宅等	戸建 共同住宅等
賃貸	施主	購入者	家主	家主又は 管理組合
		賃主	賃主又は借主	

※新築住宅とは、完成(完了検査済の発出日)から1年以内で、人の居住の用に供されたことのない住宅をいいます。
既存住宅とは新築住宅以外の住宅をいいます。

交付申請については、申請者と給湯器の導入に係る契約を締結する事業者が、その手続きを代行(手続き代行者)します。
なお、手続き代行者は、予め事業者登録(「登録事業者について」参照)を行う必要があります。

<本事業における、契約と着工等について>

●契約日について

閣議決定日である令和4年11月8日以降に、補助対象である給湯器の導入を決定する契約(変更契約を含む。原契約と併せて提出すること)する補助事業を対象とします。

●着工日について

手続代行者が、事業者登録申請日(事項参照)以降に着工する補助事業を対象とします。
着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

新築住宅		既存住宅	
注文	分譲	戸別リフォーム 大規模修繕	
戸建	戸建 共同住宅等	戸建 共同住宅等	共同住宅
建築工事の着手日		住宅の引渡日	

●一戸当たりの台数制限について

申請における、一戸当たりの台数制限は住宅の種別毎に右表とのおりとなります。

●登録事業者について

登録事業者とは、申請者(補助対象者)と契約し、申請者(補助対象者)に代わり交付申請等の手続きを行う者として、本事業の事務局に登録を受けた者です。

※上記の登録開始以前であっても、こどもみらい住宅支援事業(国土交通省)において事業者登録を完了している場合、本事業に継続登録されます。(参加辞退をした場合を除く)この場合の本事業における事業者登録申請日は、こどもみらい住宅支援事業における事業者登録申請日、又は本事業の事務局開設(令和4年12月16日)のいずれか遅い日となります。

詳しくはこどもみらい住宅支援事業ホームページをご確認ください。<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>